

郵便事業分野・信書便事業分野における
個人情報保護に関する
ガイドラインの改正について

平成29年 3月 24日
総 務 省

ガイドラインの改正の背景とスケジュール

1 改正の背景

- 郵便事業分野・信書便事業分野における個人情報保護ガイドライン及びそれぞれの解説(以下「ガイドライン」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に基づき、それぞれ平成20年に策定し運用されている。
- その後、平成27年9月に個人情報保護法が改正*され、平成29年5月30日に全面施行されることとなった。

※法律改正の主な内容【詳細は別紙】

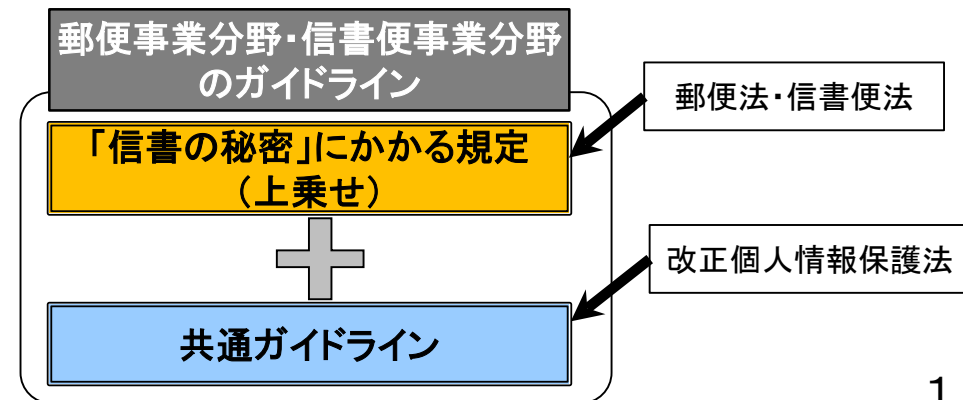
- ・個人情報保護委員会の新設(監督権限を一元化)
- ・個人情報の定義の明確化(要配慮個人情報など)
- ・個人情報の有用性を確保(利活用)するための整備(匿名加工情報の利活用の規定の新設)
- ・いわゆる名簿屋対策(第三者提供に係る確認記録作成等を義務化)
- ・その他(取り扱う個人情報の数が5000人分以下の事業者に対しても法を適用)

- 改正個人情報保護法により、個人情報取扱事業者に対する監督権限が個人情報保護委員会に一元化されることに伴い、各省庁が策定している事業分野別ガイドラインは、原則として「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(平成28年個人情報保護委員会告示第6号等)」(以下「共通ガイドライン」という。)へ移行・一元化されることとなった。
- 一方、郵便事業分野・信書便事業分野においては、個人情報の適正な取扱いの確保を目的とした個人情報保護法の規律に加え、信書の秘密の保護を目的とした郵便法・信書便法の別途の規律が必要となることから、(共通ガイドラインに移行せずに)従来のガイドラインに共通ガイドラインの内容を盛り込む形で改正することとして対応することとした。

2 スケジュール

平成29年

- 1月31日～3月1日 ガイドラインの改正案について意見募集(いずれも意見なし)
- 3月末(目途) 公布(公表)予定
- 5月30日 施行



※個人情報保護委員会事務局
資料より抜粋

1 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。

2 個人情報の定義の明確化

- ① 利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。
- ② 要配慮個人情報(本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報)の取得については、原則として本人の同意を得ることを義務化。

3 個人情報の有用性を確保(利活用)するための整備

匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報)の利活用の規定を新設。

4 いわゆる名簿屋対策

- ① 個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。(第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。)
- ② 個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする。

5 その他

- ① 取り扱う個人情報の数が5,000人分以下である事業者についても、新たに規制の対象とする。
- ② オプトアウト(※)規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。(※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている等の要件を満たす場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。)
- ③ 外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設。

ガイドラインの改正の概要

- 改正個人情報保護法に定める具体的事項について、共通ガイドラインに準拠した内容を反映。
- その上で、改正個人情報保護法と郵便法及び信書便法における「信書の秘密」の保護に関する規定との整合性を確保するために必要な、信書の秘密に係る個人情報の取扱いに関する規定を追加。

ガイドラインに追加する信書の秘密に係る個人情報の取扱いに関する規定

・ 要配慮個人情報の取得

日本郵便株式会社及び信書便事業者は、個人情報保護法で例外的に要配慮個人情報の取得が認められる場合であっても、当該個人情報が信書の秘密に該当するときは、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、これを取得してはならない。

ガイドライン施行に向けた今後の対応

- ・ 日本郵便株式会社・信書便事業者への周知
- ・ ホームページ等での広報・啓発
- ・ 信書便管理規程（記載例）の規定ぶりの整理（信書便事業分野ガイドラインの引用箇所）

(参考) 個人情報保護と信書の秘密保護との関係

個人情報の適正な取扱いの確保を目的とした個人情報保護法の規律を遵守する必要があるに加え、信書の秘密保護を目的とした郵便法及び信書便法の規律を遵守することが必要。

1 信書の秘密の保護

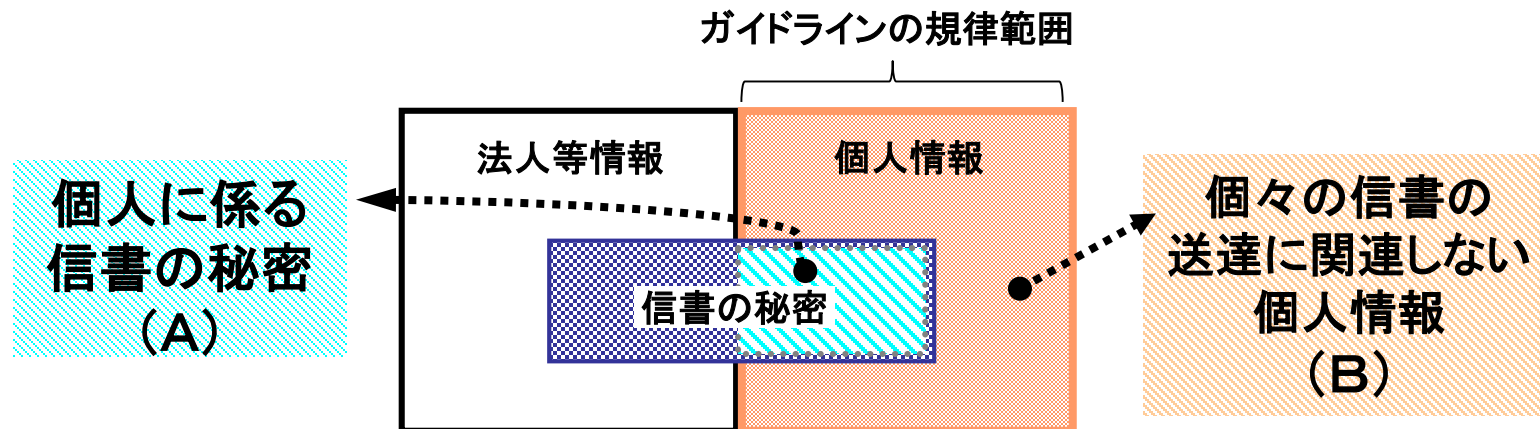
信書の秘密に係る情報(※)は、個人に係る情報のみならず、法人や団体に係る情報も含まれる。

※ 信書の内容のみならず、差出人及び受取人の氏名、住所等、信書に関する一切の情報。

2 個人情報保護と信書の秘密保護との関係

- 信書の秘密のうち、個人に係る信書の秘密(例：個人に係る差出人の住所・氏名等：下図A)は、個人情報に包摂されることから、郵便法・信書便法に基づく信書の秘密に係る規律に加え、個人情報保護法に基づく規律の対象にもなる。
- 他方、個々の信書の送達に関連しない個人情報(例：商品開発のためのアンケートで取得した個人情報等：下図B)は、信書の秘密保護の対象外になるが、個人情報保護法に基づく規律は及ぶ。

【図表：個人情報保護と信書の秘密保護との関係】



郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、及び個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）にのっとり、郵便事業分野における事業者が信書（<u>郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項に規定する信書をいう。以下同じ。</u>）の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として定めるものである。</p> <p><u>（適用の一般原則）</u></p> <p>第2条 <u>このガイドライン</u>の規定は、個人情報の適正な取扱いに関し、事業者の遵守すべき基本的事項を定めるものとして、解釈され、運用されるものとする。</p> <p>2 事業者は、<u>法の規定</u>及び<u>信書の秘密の保護に係る郵便法第8条</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）<u>及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）</u>の規定に基づき、<u>並びに</u>個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）にのっとり、郵便事業分野における事業者が信書の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として定めるものである。</p> <p><u>（一般原則）</u></p> <p>第3条 <u>本ガイドライン</u>の規定は、個人情報の適正な取扱いに関し、事業者の遵守すべき基本的事項を定めるものとして、解釈され、運用されるものとする。</p> <p>2 事業者は、<u>個人情報の保護に関する法律の規定</u>及び<u>郵便法第8条</u></p>

その他の関連規定を遵守するほか、このガイドラインに従い個人情報を適正に 取り扱わなければならない。

(定義)

第3条 このガイドラインにおいて使用する用語は、法第2条において使用する用語の例による。

その他の関連規定を遵守するほか、このガイドラインに従い個人情報を適正に 取り扱うものとする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

二 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

イ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、当該情報の集合物に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、牽引その他検索を容易にするためのものを有するもの

三 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

四 保有個人データ 個人情報の保護に関する法律第二条第三項

2 このガイドラインにおいて「事業者」とは郵便法第2条の規定に基づき郵便の業務を行う日本郵便株式会社をいう。

(利用目的の特定)

第4条 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目

に規定する個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいう。ただし、次のイ又はロの場合を除く。

イ 当該個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして、次に掲げるもの

(1) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(3) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

ロ 6ヶ月以内に消去する（更新することを除く。）こととなるもの

五 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

六 事業者 郵便法（昭和22年法律第165号）第2条の規定に基づき郵便の業務を行う日本郵便株式会社をいう。

(利用目的の特定)

第4条 (同左)

的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第5条 事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 事業者は、合併その他の事由により他の 個人情報取扱事業者 から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法

- 2 事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第5条 （同左）

- 2 事業者は、合併その他の事由により他の 事業者 から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 （同左）
- 二 （同左）
- 三 （同左）
- 四 （同左）

令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 4 前項の規定にかかわらず、事業者は、同項各号に掲げる場合であっても、利用者の同意がある場合その他の 違法性阻却事由 がある場合を除いては、信書の秘密に係る個人情報を取り扱ってはならない。

(適正な取得)

第6条 事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 4 前項の規定にかかわらず、事業者は、同項各号に掲げる場合であっても、利用者の同意がある場合その他の 正当な事由がある場合を除いては、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、信書の秘密に係る個人情報を取り扱ってはならない。

(適正な取得)

第6条 (同左)

(新設)

五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号に掲げる者、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、国際機関又は外国において法第76条第1項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合

六 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

七 第13条第8項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

3 前項の規定にかかわらず、事業者は、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、信書の秘密に係る個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

(新設)

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 (同左)

2 事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面にて記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又

3 事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第8条 事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 (同左)

4 (同左)

一 (同左)

二 (同左)

三 (同左)

四 (同左)

(データ内容の正確性の確保)

第8条 事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、個人情報保護管理者（当該事業者の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。）を置き、このガイドラインを遵守するための内部規程の策定、監査体制の整備及び当該事業者の個人情報の取扱いの監督を行わせるよう努めなければならない。

第9条 事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。その際、本人の個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、組織的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。

一 個人情報保護管理者の設置

二 個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備

三 個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に
従った運用

四 個人データ取扱台帳の整備

五 個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善

六 事故又は違反への対処に関する手続の策定

3 事業者は、人的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。

一 雇用契約時における従業員との非開示契約の締結、及び委託契約等（派遣契約を含む。）における委託者と受託者間での非開示契約の締結

二 従業員に対する内部規程等の周知、教育、訓練の実施

4 事業者は、物理的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。

(従業員の監督)

第10条 事業者は、その従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 郵便の業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせないものとし、また、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。

一 入退館(室)管理の実施

二 盗難等に対する対策

三 機器、装置等の物理的な保護

5 事業者は、技術的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。

一 個人データのアクセスにおける識別と認証

二 個人データへのアクセス制御

三 個人データへのアクセス権限の管理

四 個人データのアクセスの記録

五 個人データを取り扱う情報システムに対する不正ソフトウェア対策

六 個人データの移送・通信時の対策

七 個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策

八 個人データを取り扱う情報システムの監視

(従業員の監督)

第10条 (同左)

2 (同左)

(委託先の監督)

第11条 事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 事業者は、個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けるよう努めなければならない。

3 事業者は、前項の規定を遵守するために次に掲げる事項について委託契約時に明確化に努めなければならない。

一 個人データの安全管理に関する事項。例えば、次に掲げる事項。

イ 個人データの漏えい等の防止、盗用の禁止に関する事項

ロ 委託契約範囲外の加工、利用の禁止

ハ 委託契約範囲外の複写、複製の禁止

ニ 委託処理期間

ホ 委託処理終了後の個人データの返還・消去・破棄に関する事項

二 個人データの取扱状況に関する委託元への報告の内容及び頻度

三 委託契約の内容、期間が遵守されていることの確認

四 委託契約の内容、期間が遵守されなかった場合の措置

五 個人データの漏えい等の事故が発生した場合の報告・連絡に関

(委託先の監督)

第11条 (同左)

2 (同左)

3 (同左)

一 (同左)

二 個人データの再委託に関する事項

三 (同左)

四 (同左)

五 (同左)

六 (同左)

<p>する事項</p>	
<p>六 個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元と委託先の責任の範囲</p>	<p>七 (同左)</p>
<p>4 事業者から委託された個人データの取扱いに係る業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせないものとし、また、不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。</p>	<p>4 (同左)</p>
<p>(プライバシーポリシー)</p>	<p>(プライバシーポリシー)</p>
<p>第12条 事業者は、プライバシーポリシー（当該事業者の個人情報の取扱いに関する方針についての宣言をいう。）を策定・公表し、これを遵守するように努めなければならない。</p>	<p>第12条 (同左)</p>
<p>(第三者提供の制限)</p>	<p>(第三者提供の制限)</p>
<p>第13条 事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。</p>	<p>第13条 (同左)</p>
<p>一 法令に基づく場合</p>	<p>一 (同左)</p>
<p>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p>	<p>二 (同左)</p>
<p>三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p>	<p>三 (同左)</p>
<p>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法</p>	<p>四 (同左)</p>

令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 事業者は、第三者に提供される個人データ (要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。) について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に 置くとともに、法第23条第2項の規定により個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

五 本人の求めを受け付ける方法

3 事業者は、前項第2号、第3号又は第5号 に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に 置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 前2項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

2 事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に 置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 (同左)

二 (同左)

三 第三者への提供の 手段又は方法

四 (同左)

(新設)

3 事業者は、前項第2号 又は第3号 に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に 置かなければならない。

(新設)

一 第三者に提供される個人データによって識別される本人（次号において「本人」という。）が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。

二 本人が第2項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

5 第2項又は第3項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 (新設)

一 個人情報保護委員会が定めるところにより、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法

二 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）別記様式第1による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出する方法

6 事業者が、代理人によって第2項又は第3項の規定による届出を行う場合には、規則別記様式第2によるその権限を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならない。 (新設)

7 事業者は、法第23条第4項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、第2項に掲げる事項（同項第2号、第3号又は第5号に掲げる事項に変更が (新設)

あったときは、変更後の当該各号に掲げる事項)を公表するものとする。

8 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を 委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して 利用される個人データが当該特定の者に提供される 場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

9 事業者は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

10 前各項の規定にかかわらず、事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第8条その他の関連規定を遵守しなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を 委託する場合

二 (同左)

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 事業者は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

6 事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第8条その他の関連規定を遵守しなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第14条 事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして次項に定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条（第10項を除く。）の規定は、適用しない。

2 個人データの取扱いについて法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な措置として定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

二 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第15条 事業者は、個人データを第三者（法第2条第5項各号に掲

(新設)

(新設)

(新設)

げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号又は第8項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあつては、第13条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

一 第13条第2項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 当該個人データを提供した年月日

ロ 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

二 第13条第1項又は前条の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 第13条第1項又は前条の本人の同意を得ている旨

ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に前項、次項及び第4項に規定する方法により作成した前項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一である

（新設）

ものについては、前項の当該事項の記録を省略することができる。

3 第1項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（第13条第2項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。 (新設)

4 前項の規定にかかわらず、第13条第1項又は前条の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に第1項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって第1項の当該事項に関する記録に代えることができる。 (新設)

5 事業者は、第1項の記録を、当該記録を作成した日から次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。 (新設)

一 前項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間

二 第3項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間

三 前2号以外の場合 3年

(第三者提供を受ける際の確認等)

第16条 事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定める方法による確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が法第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人の氏名（第3号に掲げる事項に該当するものを除く。） 当該個人データを提供する当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法（次号に掲げる事項に該当するものを除く。）

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯 当該個人データを提供する当該第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法 その他の適切な方法

三 当該第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前2号で規定する方法による確認（当該確認について第3項に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。） を行っている事項 当該事項の内容と当該提供に係る前2号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う

(新設)

方法

2 前項の第三者は、事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。 (新設)

3 事業者は、第1項の規定による確認を行ったときは、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に関する記録を作成しなければならない。 (新設)

一 個人情報取扱事業者から法第23条第2項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項

イ 個人データの提供を受けた年月日

ロ 第1項各号に掲げる事項

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

ホ 法第23条第4項の規定により公表されている旨

二 個人情報取扱事業者から法第23条第1項又は法第24条の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第23条第1項又は法第24条の本人の同意を得ている旨

ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

三 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人

データの提供を受けた場合 第一号ロからニまでに掲げる事項

4 前項各号に定める事項のうち、既に前項、次項及び第6項に規定する方法により作成した前項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、前項の当該事項の記録を省略することができる。 (新設)

5 第3項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第23条第2項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。 (新設)

6 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に第3項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって同項の当該事項に関する記録に代えることができる。 (新設)

7 事業者は、第3項の記録を、当該記録を作成した日から次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。 (新設)

一 前項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間

二 第5項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合
最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算し
て3年を経過する日までの間

三 前2号以外の場合 3年

(保有個人データに関する事項の公表等)

第17条 事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 当該事業者の氏名又は名称

二 全ての保有個人データの利用目的（第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

三 次項の規定による求め又は次条第1項、第19条第1項若しくは第20条第1項若しくは第3項の規定による請求に応じる手続（第23条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 前3号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として次に掲げるもの

イ 当該事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

ロ 当該事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

(保有個人データに関する事項の公表等)

第14条 事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 (同左)

二 すべての保有個人データの利用目的（第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

三 次項、次条第1項、第16条第1項又は第17条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続（第20条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 (同左)

2 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第18条 本人は、事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2 事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する

2 (同左)

3 (同左)

(開示)

(新設)

第15条 事業者は、本人から当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 (同左)

おそれがある場合

二 当該 事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 法令 (法、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及びこれらに基づく命令を除く。第4項及び次条第2項において同じ。) に違反することとなる場合

3 事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき 又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 法令の規定により、本人に対し 第2項 本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第19条 本人は、事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を請求することができる。

2 事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている

二 事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

2 事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

(新設)

第16条 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの

場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第20条 本人は、事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第5条の規定に違反して取り扱われている とき 又は第6条の規定に違反して取得されたものである ときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を 請求することができる。

内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められる場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第17条 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第5条の規定に違反して取り扱われている という理由 又は第6条の規定に違反して取得されたものである という理由 によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を 求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。 ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を

2 事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第13条第1項又は第14条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停

とるときは、この限りでない。

2 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第13条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

3 事業者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停

止等を行わない旨の決定をしたとき、又は 第3項の規定に よる請求に係る 保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第21条 事業者は、第17条第3項、第18条第3項、第19条第3項又は前条第5項の規定により、本人から 求められ、又は請求された 措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の 請求等 に応じる手続)

第22条 事業者は、第17条第2項の規定による求め又は第18条第1項、第19条第1項若しくは第20条第1項若しくは第3項の規定による 請求 (以下この条において「開示等の 請求等」という。) に関し、その求め 又は請求 を受け付ける方法 として次の各号に掲げるもの を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の 請求等 を行わなければならない。

- 一 開示等の 請求等 の申出先
- 二 開示等の 請求等 に際して提出すべき書面の様式その他の開示等の 請求等 の方式

止等を行わない旨の決定をしたとき、又は 前項の規定に 基づき求められた 保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第18条 事業者は、第14条第3項、第15条第2項、第16条第2項又は前条第3項の規定により、本人から 求められた 措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の 求め に応じる手続)

第19条 事業者は、第14条第2項、第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項若しくは第2項の規定による求め (以下この条において「開示等の 求め」という。) に関し、次の各号に掲げるとおり、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の 求め を行わなければならない。

- 一 開示等の 求め の申出先
- 二 開示等の 求め に際して提出すべき書面 (電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作

三 開示等の 請求等 をする者が本人又は第3項に規定する代理人であることの 確認の方法

四 次条第1項の手数料の徴収方法

2 事業者は、本人に対し、開示等の 請求等 に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の 請求等 をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の 請求等 は、次に掲げる代理人によってすることができる。ただし、第18条第1項の規定による開示の 請求 については、本人の信書の秘密を侵害する 場合等同条第2項 各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二 開示等の 請求等 をすることにつき本人が委任した代理人

4 事業者は、前3項の規定に基づき開示等の 請求等 に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第23条 事業者は、第17条第2項の規定による利用目的の通知

られる記録を含む。)の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の 求め をする者が本人又は第3項に規定する代理人であることの 確認方法

四 (同左)

2 事業者は、本人に対し、開示等の 求め に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の 求め をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の 求め は、次に掲げる代理人によってすることができる。ただし、第15条第1項の規定による開示の 求め については、本人の具体的な委任によらない代理人に開示することにより、本人の信書の秘密を侵害する 等、同項各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

一 (同左)

二 開示等の 求め をすることにつき本人が委任した代理人

4 事業者は、前3項の規定に基づき開示等の 求め に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第20条 事業者は、第14条第2項の規定による利用目的の通知又

を求められたとき又は第18条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(事前の請求)

第24条 本人は、第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項若しくは第3項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

- 2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

- 3 前2項の規定は、第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項若しくは第3項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(事業者による苦情の処理)

第25条 事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

は第15条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 (同左)

(新設)

(新設)

(新設)

(事業者による苦情の処理)

第21条 事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(削除)

(削除)

(削除)

(匿名加工情報の作成等)

第26条 事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして次に定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該

2 (同左)

(漏えい等が発生した場合の対応)

第22条 事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は、事実関係を本人に速やかに通知しなければならない。

2 事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表しなければならない。

3 事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は事実関係を総務省に直ちに報告しなければならない。

(新設)

個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

三 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)。

四 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

五 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

2 事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして次に定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

一 加工方法等情報(匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った

(新設)

加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

3 事業者は、匿名加工情報を作成したときは、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。 (新設)

4 事業者が他の個人情報取扱事業者の委託を受けて匿名加工情報を作成した場合は、当該他の個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を前項に規定する方法により公表するものとする。この場合においては、当該公表をもって当該事業者が当該項目を公表したものとみなす。 (新設)

5 事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報であ (新設)

る旨を電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない。

6 事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。 (新設)

7 事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。 (新設)

(匿名加工情報の提供)

第27条 事業者は、匿名加工情報(自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下同じ。)を第三者に提供するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない。 (新設)

(識別行為の禁止)

第28条 事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第26条第1項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第44条の10第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の10第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（安全管理措置等）

第29条 事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（配達情報等の取扱い）

第30条 事業者は、郵便物の配達のために用いられる個人データに関しては、第8条から第11条までに規定する安全管理に関する措置について、特に厳正な注意を払わなければならない。

附 則

（新設）

（配達情報等の取扱い）

第23条 事業者は、郵便物の配達のために用いられる個人データに関しては、第8条から第11条までに規定する安全管理に関する措置について、特に厳正な注意を払わなければならない。

このガイドラインは、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号 <u>。以下「法」という。</u>）の規定に基づき、<u>及び個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）にのっとり、信書便事業者（法第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者のうち民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）第2条第6項に規定する一般信書便事業者及び同条第9項に規定する特定信書便事業者をいう。以下同じ。）が信書（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項に規定する信書をいう。以下同じ。）の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として定めるものである。</u></p> <p><u>（適用の一般原則）</u></p> <p>第2条 <u>このガイドライン</u>の規定は、個人情報の適正な取扱いに関し、<u>信書便事業者</u>の遵守すべき基本的事項を定めるものとして、解</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）<u>及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）</u>の規定に基づき、<u>並びに</u>個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）にのっとり、<u>信書便事業分野における事業者</u>が信書の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として定めるものである。</p> <p><u>（一般原則）</u></p> <p>第3条 <u>本ガイドライン</u>の規定は、個人情報の適正な取扱いに関し、<u>事業者</u>の遵守すべき基本的事項を定めるものとして、解釈され、</p>

積され、運用されるものとする。

2 信書便事業者は、法の規定及び信書の秘密の保護に係る信書便法第5条その他の関連規定を遵守するほか、このガイドラインに従い個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第3条 このガイドラインにおいて使用する用語は、法第2条において使用する用語の例による。

運用されるものとする。

2 事業者は、個人情報の保護に関する法律の規定及び信書の秘密の保護に係る民間事業者による信書の送達に関する法律第5条その他の関連規定を遵守するほか、このガイドラインに従い個人情報を適正に取り扱うものとする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる

二 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

三 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

イ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、当該情報の集合物に含まれる個人情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

	<p>三 <u>個人データ</u> <u>個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。</u></p> <p>四 <u>保有個人データ</u> <u>個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいう。ただし、次のイ又はロの場合を除く。</u></p> <p>イ <u>当該個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして、次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの</u></p> <p>(2) <u>違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの</u></p> <p>(3) <u>国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの</u></p> <p>(4) <u>犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの</u></p> <p>ロ <u>6ヶ月以内に消去する（更新することを除く。）こととなるもの</u></p> <p>五 <u>本人</u> <u>個人情報によって識別される特定の個人をいう。</u></p> <p>六 <u>事業者</u> <u>個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者のうち、民間事業者による信書の送達に関</u></p>
--	--

<p>(利用目的の特定)</p> <p>第4条 <u>信書便事業者</u>は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 <u>信書便事業者</u>は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>(利用目的による制限)</p> <p>第5条 <u>信書便事業者</u>は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>2 <u>信書便事業者</u>は、合併その他の事由により他の <u>個人情報取扱事業者</u> から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p> <p>一 法令に基づく場合</p> <p>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつ</p>	<p><u>する法律（平成14年法律第99号）第2条に規定する一般信書便事業者及び特定信書便事業者をいう。</u></p> <p>(利用目的の特定)</p> <p>第4条 <u>事業者</u>は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 <u>事業者</u>は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と <u>相当の</u> 関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>(利用目的による制限)</p> <p>第5条 <u>事業者</u>は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>2 <u>事業者</u>は、合併その他の事由により他の <u>事業者</u> から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 (同左)</p>
--	--

<p>て、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、<u>信書便事業者</u>は、同項各号に掲げる場合であっても、利用者の同意がある場合その他の <u>違法性阻却事由</u>がある場合を除いては、信書の秘密に係る個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>(適正な取得)</p> <p>第6条 <u>信書便事業者</u>は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p> <p>2 <u>信書便事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</u></p> <p>一 <u>法令に基づく場合</u></p> <p>二 <u>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</u></p> <p>三 <u>公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</u></p>	<p>三 (同左)</p> <p>四 (同左)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、<u>事業者</u>は、同項各号に掲げる場合であっても、利用者の同意がある場合その他の <u>正当な事由</u>がある場合を除いては、<u>前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて</u>、信書の秘密に係る個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>(適正な取得)</p> <p>第6条 <u>事業者</u>は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p> <p>(新設)</p>
---	---

<p><u>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</u></p> <p><u>五 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号に掲げる者、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、国際機関又は外国において法第76条第1項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合</u></p> <p><u>六 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合</u></p> <p><u>七 第13条第8項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、<u>信書便事業者は、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、信書の秘密に係る個人情報を取得してはならない。</u></u></p> <p>(取得に際しての利用目的の通知等)</p> <p>第7条 <u>信書便事業者</u>は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。</p> <p>2 <u>信書便事業者</u>は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（<u>電磁的記録</u>を含む。以下同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その</p>	<p>(新設)</p> <p>(取得に際しての利用目的の通知等)</p> <p>第7条 <u>事業者</u>は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。</p> <p>2 <u>事業者</u>は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（<u>電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる</u></p>
---	--

<p>他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u>信書便事業者</u> は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。</p> <p>4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p> <p>一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該信書便事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合</p> <p>三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合</p> <p>(<u>データ内容の正確性の確保等</u>)</p> <p>第8条 <u>信書便事業者</u> は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要が</p>	<p><u>記録</u> を含む。<u>以下この項において同じ。</u>)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u>事業者</u> は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。</p> <p>4 (同左)</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 (同左)</p> <p>三 (同左)</p> <p>四 (同左)</p> <p>(<u>データ内容の正確性の確保</u>)</p> <p>第8条 <u>事業者</u> は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。</p>
---	--

なくなつたときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 信書便事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は 毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため 必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 信書便事業者は、個人情報保護管理者（当該信書便事業者の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。）を置き、このガイドラインを遵守するための内部規程の策定、監査体制の整備及び当該信書便事業者の個人情報の取扱いの監督を行わせるよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は き損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。その際、本人の個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、組織的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 個人情報保護管理者の設置
- 二 個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備
- 三 個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に
従った運用
- 四 個人データ取扱台帳の整備
- 五 個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善
- 六 事故又は違反への対処に関する手続の策定

3 事業者は、人的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 雇用契約時における従業者との非開示契約の締結、及び委託契
約等（派遣契約を含む。）における委託者と受託者間での非開示

<p>(従業者の監督)</p> <p>第10条 <u>信書便事業者</u>は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p>	<p><u>契約の締結</u></p> <p>二 <u>従業者に対する内部規程等の周知、教育、訓練の実施</u></p> <p>4 <u>事業者は、物理的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>一 <u>入退館（室）管理の実施</u></p> <p>二 <u>盗難等に対する対策</u></p> <p>三 <u>機器、装置等の物理的な保護</u></p> <p>5 <u>事業者は、技術的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>一 <u>個人データへのアクセスにおける識別と認証</u></p> <p>二 <u>個人データへのアクセス制御</u></p> <p>三 <u>個人データへのアクセス権限の管理</u></p> <p>四 <u>個人データのアクセスの記録</u></p> <p>五 <u>個人データを取り扱う情報システムに対する不正ソフトウェア対策</u></p> <p>六 <u>個人データの移送・通信時の対策</u></p> <p>七 <u>個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策</u></p> <p>八 <u>個人データを取り扱う情報システムの監視</u></p> <p>(従業者の監督)</p> <p>第10条 <u>事業者</u>は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p>
--	---

<p>2 従業者は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせないものとし、また、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。</p> <p>(委託先の監督)</p> <p>第11条 <u>信書便事業者</u>は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>2 <u>信書便事業者</u>は、個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けるよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>信書便事業者</u>は、前項の規定を遵守するために次に掲げる事項について委託契約時に明確化に努めなければならない。</p> <p>一 個人データの安全管理に関する事項。例えば、次に掲げる事項。</p> <p>イ 個人データの漏えい等の防止、盗用の禁止に関する事項</p> <p>ロ 委託契約範囲外の加工、利用の禁止</p> <p>ハ 委託契約範囲外の複写、複製の禁止</p> <p>ニ 委託処理期間</p> <p>ホ 委託処理終了後の個人データの返還・消去・破棄に関する事項</p> <p>二 個人データの取扱状況に関する委託元への報告の内容及び頻度</p> <p>三 委託契約の内容、期間が遵守されていることの確認</p>	<p>2 (同左)</p> <p>(委託先の監督)</p> <p>第11条 <u>事業者</u>は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>2 <u>事業者</u>は、個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けるよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>事業者</u>は、前項の規定を遵守するために次に掲げる事項について委託契約時に明確化に努めなければならない。</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 (同左)</p> <p>三 (同左)</p>
--	---

<p>四 委託契約の内容、期間が遵守されなかった場合の措置</p> <p>五 個人データの漏えい等の事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項</p> <p>六 個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元と委託先の責任の範囲</p> <p>4 <u>信書便事業者</u>から委託された個人データの取扱いに係る業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせないものとし、また、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。</p> <p>(プライバシーポリシー)</p> <p>第12条 <u>信書便事業者</u>は、プライバシーポリシー(当該<u>信書便事業者</u>の個人情報の取扱いに関する方針についての宣言をいう。)を策定・公表し、これを遵守するように努めなければならない。</p> <p>(第三者提供の制限)</p> <p>第13条 <u>信書便事業者</u>は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。</p> <p>一 法令に基づく場合</p> <p>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p>	<p>四 (同左)</p> <p>五 (同左)</p> <p>六 (同左)</p> <p>4 <u>事業者</u>から委託された個人データの取扱いに係る業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせないものとし、また、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。</p> <p>(プライバシーポリシー)</p> <p>第12条 <u>事業者</u>は、プライバシーポリシー(当該<u>事業者</u>の個人情報の取扱いに関する方針についての宣言をいう。)を策定・公表し、これを遵守するように努めなければならない。</p> <p>(第三者提供の制限)</p> <p>第13条 <u>事業者</u>は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 (同左)</p> <p>三 (同左)</p>
---	--

<p>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>2 <u>信書便事業者</u> は、第三者に提供される個人データ <u>(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)</u> について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に <u>置くとともに、</u> <u>法第23条第2項の規定により個人情報保護委員会に届け出たとき</u> は、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p> <p>一 第三者への提供を利用目的とすること。</p> <p>二 第三者に提供される個人データの項目</p> <p>三 第三者への提供の方法</p> <p>四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。</p> <p>五 <u>本人の求めを受け付ける方法</u></p> <p>3 <u>信書便事業者</u> は、前項第2号、第3号又は第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に <u>置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>前2項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、</u></p>	<p>四 (同左)</p> <p>2 <u>事業者</u> は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に <u>置いているときは、</u> 前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 (同左)</p> <p>三 第三者への提供の <u>手段又は方法</u></p> <p>四 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>3 <u>事業者</u> は、前項第2号 <u>又は第3号</u> に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に <u>置かなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>
---	--

<p><u>次に掲げるところにより、行うものとする。</u></p> <p>一 <u>第三者に提供される個人データによって識別される本人（次号において「本人」という。）が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。</u></p> <p>二 <u>本人が第2項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。</u></p> <p>5 <u>第2項又は第3項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</u></p> <p>一 <u>個人情報保護委員会が定めるところにより、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法</u></p> <p>二 <u>個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）別記様式第1による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出する方法</u></p> <p>6 <u>信書便事業者が、代理人によって第2項又は第3項の規定による届出を行う場合には、規則別記様式第2によるその権限を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>7 <u>信書便事業者は、法第23条第4項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、第2</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	-------------------------------------

<p><u>項に掲げる事項（同項第2号、第3号又は第5号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項）を公表するものとする。</u></p> <p>8 <u>次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。</u></p> <p>一 <u>信書便事業者</u>が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を <u>委託することに伴って当該個人データが提供される場合</u></p> <p>二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</p> <p>三 特定の者との間で共同して <u>利用される個人データが当該特定の者に提供される場合</u>であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。</p> <p>9 <u>信書便事業者</u>は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</p> <p>10 <u>前各項の規定にかかわらず、信書便事業者</u>は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る <u>信書便法</u>第5条その他の関連規定を遵守しなければならない。</p>	<p>4 <u>次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。</u></p> <p>一 <u>事業者</u>が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を <u>委託する場合</u></p> <p>二 (同左)</p> <p>三 <u>個人データを</u> 特定の者との間で共同して <u>利用する</u> 場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。</p> <p>5 <u>事業者</u>は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</p> <p>6 <u>事業者</u>は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る <u>民間事業者による信書の送達に関する法律</u>第5条その他の関連規定を遵守しなければならない。</p>
---	---

第15条 信書便事業者は、個人データを第三者（法第2条第5項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号又は第8項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあつては、第13条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

一 第13条第2項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 当該個人データを提供した年月日

ロ 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

二 第13条第1項又は前条の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 第13条第1項又は前条の本人の同意を得ている旨

ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に前項、次項及び第4項に規定する方法により作成した前項の記録（当該記録を保存している場合

におけるものに限る。)に記録されている事項と内容が同一であるものについては、前項の当該事項の記録を省略することができる。

3 第1項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（第13条第2項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

4 前項の規定にかかわらず、第13条第1項又は前条の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に第1項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって第1項の当該事項に関する記録に代えることができる。

5 信書便事業者は、第1項の記録を、当該記録を作成した日から次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 前項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間

二 第3項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間

<p>三 <u>前2号以外の場合</u> <u>3年</u></p> <p><u>(第三者提供を受ける際の確認等)</u></p> <p>第16条 <u>信書便事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定める方法による確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が法第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>一 <u>当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの</u> <u>にあっては、その代表者又は管理人）の氏名（第3号に掲げる事項に該当するものを除く。）</u> <u>当該個人データを提供する当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法（次号に掲げる事項に該当するものを除く。）</u></p> <p>二 <u>当該第三者による当該個人データの取得の経緯</u> <u>当該個人データを提供する当該第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法</u></p> <p>三 <u>当該第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前2号で規定する方法による確認（当該確認について第3項に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）</u> <u>を行っている事項</u> <u>当該事項の内容と当該提供に係る前2号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法</u></p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

- 2 前項の第三者は、信書便事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該信書便事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
- 3 信書便事業者は、第1項の規定による確認を行ったときは、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 一 個人情報取扱事業者から法第23条第2項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項
- イ 個人データの提供を受けた年月日
- ロ 第1項各号に掲げる事項
- ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- ニ 当該個人データの項目
- ホ 法第23条第4項の規定により公表されている旨
- 二 個人情報取扱事業者から法第23条第1項又は法第24条の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項
- イ 法第23条第1項又は法第24条の本人の同意を得ている旨
- ロ 前号ロからニまでに掲げる事項
- 三 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合 第1号ロからニまでに掲げる事項
- 4 前項各号に定める事項のうち、既に前項、次項及び第6項に規定

する方法により作成した前項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、前項の当該事項の記録を省略することができる。

5 第3項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第23条第2項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

6 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に第3項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって同項の当該事項に関する記録に代えることができる。

7 信書便事業者は、第3項の記録を、当該記録を作成した日から次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 前項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間

二 第5項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して

3年を経過する日までの間

三 前2号以外の場合 3年

(保有個人データに関する事項の公表等)

第17条 信書便事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該 信書便事業者 の氏名又は名称
- 二 全て の保有個人データの利用目的（第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

三 次項の規定による求め又は次条第1項、第19条第1項若しくは第20条第1項若しくは第3項の規定による請求 に応じる手続（第23条第2項 の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 前3号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として次に掲げるもの

- イ 当該 信書便事業者 が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- ロ 当該 信書便事業者 が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあつては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

2 信書便事業者 は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、

(保有個人データに関する事項の公表等)

第14条 事業者 は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該 事業者 の氏名又は名称
- 二 すべて の保有個人データの利用目的（第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

三 次項、次条第1項、第16条第1項又は第17条第1項若しくは第2項の規定による求め に応じる手続（第20条第2項 の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 前3号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として次に掲げるもの

- イ 当該 事業者 が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- ロ 当該 事業者 が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあつては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

2 事業者 は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これ

<p>これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合</p> <p>二 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合</p> <p>3 <u>信書便事業者</u>は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(開示)</p> <p><u>第18条</u> 本人は、<u>信書便事業者</u>に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。</p> <p>2 <u>信書便事業者</u>は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付（開示の<u>請求</u>を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>二 当該 <u>信書便事業者</u> の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす</p>	<p>を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 (同左)</p> <p>3 <u>事業者</u>は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(開示)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第15条</u> <u>事業者</u>は、本人から当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付（開示の<u>求め</u>を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 当該 <u>事業者</u> の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれ</p>
--	--

<p>おそれがある場合</p> <p>三 法令 <u>(法、個人情報保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及びこれらに基づく命令を除く。第4項及び次条第2項において同じ。)</u> に違反することとなる場合</p> <p>3 <u>信書便事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</u></p> <p>4 法令の規定により、本人に対し <u>第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人情報の全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(訂正等)</p> <p><u>第19条 本人は、信書便事業者に対し、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないときは、当該保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を請求することができる。</u></p> <p>2 <u>信書便事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。</u></p>	<p>がある場合</p> <p>三 <u>他の法令に違反することとなる場合</u></p> <p>2 <u>事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人情報の全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(訂正等)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第16条 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないという理由によって当該保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目</u></p>
---	---

3 信書便事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第20条 本人は、信書便事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第5条の規定に違反して取り扱われているとき又は第6条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 信書便事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するため

的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第17条 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第5条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第6条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第13条第1項の規定の提供の停止を求められた場合であって、

に必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの 利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うこと が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、信書便事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第13条第1項又は第14条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 信書便事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 信書便事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければ

その 求め に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの 第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの 第三者への提供の停止 に多額の費用を要する場合その他の 第三者への提供を停止すること が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

3 事業者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなけれ

ならない。

(理由の説明)

第21条 信書便事業者は、第17条第3項、第18条第3項、第19条第3項又は前条第5項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第22条 信書便事業者は、第17条第2項の規定による求め又は第18条第1項、第19条第1項若しくは第20条第1項若しくは第3項の規定による請求（以下この条において「開示等の請求等」という。）に関し、その求め又は請求を受け付ける方法として次の各号に掲げるものを定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

- 一 開示等の請求等の申出先
- 二 開示等の請求等に際して提出すべき書面の様式その他の開示等の請求等の方式
- 三 開示等の請求等をする者が本人又は第3項に規定する代理人であることの確認の方法
- 四 次条第1項の手数料の徴収方法

ばならない。

(理由の説明)

第18条 事業者は、第14条第3項、第15条第2項、第16条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第19条 事業者は、第14条第2項、第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、次の各号に掲げるとおり、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

- 一 開示等の求めの申出先
- 二 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式
- 三 開示等の求めをする者が本人又は第3項に規定する代理人であることの確認方法
- 四 次条第1項の手数料の徴収方法

2 信書便事業者 は、本人に対し、開示等の 請求等 に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、信書便事業者 は、本人が容易かつ的確に開示等の 請求等 をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の 請求等 は、次に掲げる代理人によってすることができる。ただし、第18条第1項の規定による開示の 請求 については、本人の信書の秘密を侵害する場合等 同条第2項各号 のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の 請求等 をすることにつき本人が委任した代理人

4 信書便事業者 は、前3項の規定に基づき開示等の 請求等 に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第23条 信書便事業者 は、第17条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は 第18条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 信書便事業者 は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実

2 事業者 は、本人に対し、開示等の 求め に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、事業者 は、本人が容易かつ的確に開示等の 求め をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の 求め は、次に掲げる代理人によってすることができる。ただし、第15条第1項の規定による開示の 求め については、本人の具体的な委任によらない代理人に開示することにより、本人の信書の秘密を侵害する等、同項各号 のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- 一 (同左)
- 二 開示等の 求め をすることにつき本人が委任した代理人

4 事業者 は、前3項の規定に基づき開示等の 求め に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第20条 事業者 は、第14条第2項の規定による利用目的の通知又は 第15条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 事業者 は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を

<p>費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。</p> <p>(事前の請求)</p> <p><u>第24条</u> 本人は、<u>第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項若しくは第3項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2</u> 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。</p> <p><u>3</u> 前2項の規定は、<u>第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項若しくは第3項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。</u></p> <p>(<u>信書便事業者</u>による苦情の処理)</p> <p><u>第25条</u> <u>信書便事業者</u>は、個人情報^のの取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>信書便事業者</u>は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>(削除)</p>	<p>勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(<u>事業者</u>による苦情の処理)</p> <p><u>第21条</u> <u>事業者</u>は、個人情報^のの取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>事業者</u>は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>(<u>漏えい等が発生した場合の対応</u>)</p>
---	---

<p>(削除)</p>	<p><u>第22条 事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は、事実関係を本人に速やかに通知しなければならない。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>2 事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表しなければならない。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>3 事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は事実関係を総務省に直ちに報告しなければならない。</u></p> <p><u>(小規模事業者による個人情報の取扱い)</u></p> <p><u>第23条 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条に規定する一般信書便事業者及び特定信書便事業者のうち、事業者に該当しない個人情報を取り扱う者についても、このガイドラインに準じて、その適正な取扱いの確保に努めなければならない。</u></p>
<p><u>(匿名加工情報の作成等)</u></p> <p><u>第26条 信書便事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして次に定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。</u></p> <p><u>二 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>き換えることを含む。）。</u></p>	
<p><u>二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</u></p>	(新設)
<p><u>三 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。</u></p>	(新設)
<p><u>四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</u></p>	(新設)
<p><u>五 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。</u></p>	(新設)
<p><u>2 信書便事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして次に定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>二 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削</u></p>	(新設)

<p><u>除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。</u></p>	
<p><u>二 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。</u></p>	(新設)
<p><u>三 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。</u></p>	(新設)
<p><u>3 信書便事業者は、匿名加工情報を作成したときは、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>4 信書便事業者が他の個人情報取扱事業者の委託を受けて匿名加工情報を作成した場合は、当該他の個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を前項に規定する方法により公表するものとする。この場合においては、当該公表をもって当該信書便事業者が当該項目を公表したものとみなす。</u></p>	(新設)
<p><u>5 信書便事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表すると</u></p>	(新設)

<p><u>もに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない。</u></p>	
<p>6 <u>信書便事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</u></p>	(新設)
<p>7 <u>信書便事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>(匿名加工情報の提供)</u></p> <p>第27条 <u>信書便事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下同じ。）を第三者に提供するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない。</u></p>	(新設)

<p><u>(識別行為の禁止)</u></p> <p><u>第28条 信書便事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第26条第1項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第44条の10第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の10第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(安全管理措置等)</u></p> <p><u>第29条 信書便事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>このガイドラインは、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>附 則</p> <p><u>このガイドラインは、社会経済情勢の変化及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、その見直しについて検討が加えられ、その</u></p>

	<p><u>結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。</u></p>
--	--

信書便管理規程(記載例)新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>(利用目的の特定)</p> <p>第16条 当社は、顧客の情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を特定するものとする。</p> <p>2 当社は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。</p> <p>(利用目的による制限)</p> <p>第17条 当社は、あらかじめ顧客の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、顧客の情報を取り扱わないものとする。</p> <p>2 当社は、合併その他の事由により他の信書便事業者から事業を承継することに伴って顧客の情報を取得した場合は、あらかじめ顧客の同意を得ないで、承継前における当該顧客の情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該顧客の情報を取り扱わないものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p> <p>(1) 法令に基づく場合</p> <p>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、顧客の同意を得ることが困難であるとき。</p>	<p>(利用目的の特定)</p> <p>第16条 (同左)</p> <p>2 当社は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と<u>相当</u>の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。</p> <p>(利用目的による制限)</p> <p>第17条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p>	<p>ガイドラインにおける規定の変更に合わせて、規定の変更</p>

<p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、顧客の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、顧客の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、当社は、同項各号に掲げる場合であっても、顧客の同意がある場合その他の <u>違法性阻却事由</u> がある場合を除いては、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、信書の秘密に係る顧客の情報を取り扱わないものとする。</p> <p>(適正な取得)</p> <p>第18条 当社は、偽りその他不正の手段により顧客の情報を取得しないものとする。</p> <p><u>2 当社は、顧客の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、信書の秘密に係る顧客の情報を取得しないものとする。</u></p> <p>(第三者提供の制限)</p> <p>第22条 (削除)</p>	<p>4 前項の規定にかかわらず、当社は、同項各号に掲げる場合であっても、顧客の同意がある場合その他の <u>正当な事由</u> がある場合を除いては、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、信書の秘密に係る顧客の情報を取り扱わないものとする。</p> <p>(適正な取得)</p> <p>第18条 (同左)</p> <p>(新規)</p> <p>(第三者提供の制限)</p> <p>第22条 <u>当社は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ顧客の同意を得ないで、顧客の情報を第三者に提供しないものとする。</u></p> <p><u>(1) 法令に基づく場合</u></p> <p><u>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある</u></p>	<p>ガイドラインにおける規定の変更に合わせて、規定の変更</p> <p>ガイドラインにおける信書の秘密の保護に係る規定の追加に合わせて、規定の追加</p> <p>ガイドラインが小規模事業者を含む全事業者に適用されることになることを踏まえ、信書の秘密の保護に係る規定(第6項)以外のガイドライン中にも存する</p>
--	--	---

	<p><u>場合であって、顧客の同意を得ることが困難であるとき。</u></p> <p>(3) <u>公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、顧客の同意を得ることが困難であるとき。</u></p> <p>(4) <u>国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、顧客の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</u></p>	<p>個人情報の保護に係る一般的規律（第1項～第5項）を削除</p>
(削除)	<p>2 <u>当社は、第三者に提供される顧客の情報について、顧客の求めに応じて当該顧客が識別される顧客の情報の第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、顧客に通知し、又は顧客が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該顧客の情報を第三者に提供することができる。</u></p> <p>(1) <u>第三者への提供を利用目的とすること。</u></p> <p>(2) <u>第三者に提供される顧客の情報の項目</u></p> <p>(3) <u>第三者への提供の手段又は方法</u></p> <p>(4) <u>顧客の求めに応じて当該顧客が識別される顧客の情報の第三者への提供を停止すること。</u></p>	
(削除)	<p>3 <u>当社は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、顧客に通知し、又は顧客が容易に知り得る状態に置くものとする。</u></p>	
(削除)	<p>4 <u>次に掲げる場合において、当該顧客の情報の提供を受</u></p>	

<p>(削除)</p> <p>当社は、顧客の情報を第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る法第5条その他の関連規定を遵守するものとする。</p>	<p><u>ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。</u></p> <p><u>(1) 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において顧客の情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合</u></p> <p><u>(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って顧客の情報が提供される場合</u></p> <p><u>(3) 顧客の情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される顧客の情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該顧客の情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、顧客に通知し、又は顧客が容易に知り得る状態に置いているとき。</u></p> <p><u>5 当社は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は顧客の情報の管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、顧客に通知し、又は顧客が容易に知り得る状態に置くものとする。</u></p> <p><u>6 当社は、顧客の情報を第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る法第5条その他の関連規定を遵守するものとする。</u></p>	
--	---	--